

意見書

平成19年7月23日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

東京都渋谷区桜丘町3-2-4カコー桜ヶ丘ビル6階  
社団法人日本インターネットプロバイダー協会

Tel. 03-5456-2380 Fax. 03-5456-2381

会長 渡辺 武経

連絡先 事務局長 河内 勝士

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書案に対する意見の募集に関し、別紙のとおり意見を提出致します。

## ネットワークの中立性に関する懇談会報告書案に対する意見書

	報告書案	JAIPA 意見
(2) 帯域制御(packet shaping)の在り方 1)多様なステークホルダの存在 (P22)	一方、トランジット契約の場合、通常、帯域幅に応じた定額精算の仕組みを採っている。	トランジット契約でも最近では定額に加え、一定以上の枠を超えた部分は従量で精算する仕組みが増えてきています。 <b>【修正案】</b> 「一方、トランジット契約の場合、通常、帯域幅に応じた定額ないし従量、あるいは両者の組み合わせによる精算の仕組みを採っている。」
(b)上位 ISP と下位 ISP の関係 (P23)	一方、コンテンツプロバイダ等から上位 ISP を経由して間接接続している下位 ISP の場合、上位 ISP から大量のトラフィックが流れ込んできた場合、当該トラフィックの増に対し、原因者たるコンテンツプロバイダ等から直接的に料金徴収を行うことはできない。加えて、当該 ISP がエンドユーザーから料金を徴収するとしても定額料金制を採用しており、かつ ISP 間の料金競争が激化している中、料金値上げが困難な面もある。	同様なことはピアリングでも起こることであり、上位 ISP と下位 ISP との間でのみ起こることではありません。また、コンテンツプロバイダ等が下位 ISP につながっている場合は、逆のことも起こりえるものです。 <b>【修正案】</b> 「一方、コンテンツプロバイダ等から上位 ISP を経由して間接接続している下位 ISP の場合や、 <u>ピアリングを</u> している相手の <u>ISP 等</u> から大量のトラフィックが流れ込んできた <u>ISP の</u> 場合、当該トラフィックの増に対し、 <u>ISP は原因者たるコンテンツプロバイダ等から直接的に料金徴収を行うことはできない。</u> 」
2)ヘビーユーザーに対する追加課金の是非 (P24)	ヘビーユーザーはライトユーザーに比べて受益度が高く、これに見合うだけの設備を利用しているところであり、基本的にヘビーユーザーから追加料金を徴収すること自体には合理的な根拠があると認	受益者負担の立場から賛同します。

(P25)	<p>められる。</p> <p>(中略)</p> <p>したがって、ヘビーユーザーに対する追加課金の是非については、当面、利用者保護の観点から個別に判断することが適当であると考えられるが、本件については意見招請の結果を踏まえ、最終的な整理を図ることが適当であると考えられる。</p>	
4-1)帯域制御に関するガイドラインの策定 (P27)	<p>第三に、利用者と直接接続していない ISP 等に係るトラフィックの場合、インターネットは多層的なネットワーク構造となっているため、当該 ISP 等のパフォーマンスの向上が収益には直結しない。このため、当該 ISP 等にはベストエフォートの原則に沿って設備投資によるキャパシティの増強を行う誘引が働きにくいと考えられる。</p>	<p>一次ISPは利用者と直接接続していませんが、トラフィックの量に応じてトランジット料金の値上げが可能のため、設備増強によるキャパシティ増強についてはむしろ帯域制御よりも高いインセンティブを持っています。</p> <p>【修正案】</p> <p>「利用者と直接接続していない ISP 等に係るトラフィックの場合」の部分 を「ISP が自分の顧客以外のトラフィックを取り扱う場合」としてはいかがでしょうか？ただし、そのような事例は余りないと思います。また、「利用者と直接接続していない ISP」という部分を「コンテンツプロバイダと直接接続していない ISP」とすることも可能ですが、実際にはその場合でも別な観点から ISP は投資を行なっています。</p>
同 4-1) 帯域制御に関するガイドラインの策定 (P27)	<p>こうした状況にかんがみ、ISP 等のパフォーマンスについて一定の監査 (audit) を行う制度を設け、一定の基準を満足する ISP 等についてはこれを認定する仕組みを設けることも検討に値する。ただし、各 ISP 等のサービス提供の形</p>	<p>インターネットがベストエフォートのネットワークである以上は、ISP の選択性が確保されれば良いと考えます。選択にあたっての評価の指針としても、インターネットにおける速度の評価は、ネットワーク部分に限らず、サーバーから端末も含めた end-end で</p>

	<p>態や設備構成は相当の多様性が存在しており、当該制度の検討に際しては、こうした市場実態を十分踏まえることが求められる。</p>	<p>通常なされており、ネットワーク上の特定の箇所だけでなく、多様な評価がなされるべきだと思います。また ISP のパフォーマンスを評価し、認定する制度については、インターネットにおける状況の変化が激しいことなどから、正確かつ公平な評価が可能かどうかは疑問であり、行なうにしても大変な困難を伴います。</p>
<p>4-2)紛争処理機能の強化 (p28)脚注</p>	<p>14 USEN 社は、同社が提供する動画配信サービスに係るサーバー及びネットワークについて十分な供給能力を用意しているにもかかわらず、視聴不具合が ADSL 回線と FTTH 回線の別を問わず、同程度発生しており、ISP 別に最大で 44%、最小で 26%の不具合が発生している点を挙げている。この点、同社は、「IP 化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」(06年9月報告書)においても、提出意見の中で「当社が行っているコンテンツ配信サービスにおいて、ユーザーからの問い合わせにより、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。」と主張している。</p>	<p>USEN 社の主張が正しいか否かはともかく、紛争の事案として一方の当事者の主張のみを紹介するのは公平ではないと思います。</p> <p>全てのISPについて調査したわけではありませんが、当協会で調べた限りでは、ISP で USEN 社の主張のように、同社に対して意図的に通信帯域の制限を行なっているところは見つかりませんでした。これはインターネットにおけるルーティングの結果、途中経路などの問題でルートにより速度の違いが生じたものと想像します。</p>
<p>4-3)トラフィック把握の精緻化に向けた取組 (P29)</p>	<p>他方、IP 網の場合は、各 ISP のトラフィックの把握について当該トラフィック量が経営情報に属するものであるとして、必ずしも十分な協力が得られていない状況にあるとの意見もある。回線交換網から IP 網への移行が進む中、ネットワークのトラフィックを全体</p>	<p>当協会としても協力したいと思いますが、実施方法については別途相談させていただきます。</p>

	<p>として把握するという事は通信ネットワークという社会基盤を維持する上で必要な公共政策であり、一概に経営情報であるとして開示しないことは、トータルとして公共の利益を損なう可能性も否定できない。</p> <p>このため、行政当局においてはトラフィック把握の精緻化に向けた取組を継続することが求められる。</p>	
<p>第3章 ネットワーク利用の公平性</p> <p>1. ネットワークの利用の公平性を確保するための基本的視点</p>	<p>このため、ボトルネック設備を保有しているドミナント事業者の構築する次世代ネットワークについては、ブロードバンド市場の健全な発展のための鍵となる存在であることから、当該ネットワークのオープン化を図るとともに、ドミナント規制（指定電気通信設備制度）そのものについても具体的な見直しに着手し、レイヤー内及びレイヤー間の公正競争を確保することが必要である。</p>	<p>大いに賛同します。</p>
<p>2. 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方</p> <p>（1）次世代ネットワークに係る接続ルールの検討（P32）</p>	<p>この点、NTT 東西の次世代ネットワークについては、新たに構築されるものであってドミナント規制が適用される指定電気通信設備として指定することは適当でないという指摘もあるが、当該次世代ネットワークは、アクセス網として既存のボトルネック性を有する物理的ネットワークを利用し、かつこれと一体として構築されるコアネットワークについても、現行のネットワークの代替・更新によって段階的に構築されていくもの</p>	<p>ご指摘の通りで、大いに賛同します。</p>

	<p>である。このためネットワークの新規性をもってボトルネック性がないと判断することは適当でない。</p>	
<p>同 2-1)オープン化の対象 範囲 (P34)</p>	<p>しかし、上記のレイヤーごとの機能分離を念頭に置くと、NNI 及び SNI に加え、各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図ることにより、設備非保有の事業者がレイヤー2接続を含め次世代ネットワークの機能のうち必要とする部分だけを利用して自由な IP 網を構築し、新事業を創出することが可能になることが期待される。</p> <p>このため、当該各レイヤー間のインターフェースのオープン化等についても、当事者である NTT 東西はもとより、競争事業者の意向等も踏まえつつ、合理的かつ客観的基準に基づき、十分なオープン性が確保されるよう所要の措置を講じることが適当である。</p>	<p>競争事業者のみならず、ISP 等の NGN の利活用を考える事業者や企業等の意向も踏まえていただきたいと存じます。</p>
<p>(3)今後の検討の進め 方 (P37)</p>	<p>他方、IP v 4 から IP v 6 への移行と NTT 東西の構築する次世代ネットワークとの関係や ISP の機能等に及ぼす影響等についても考慮が必要であり、IP v 6 への移行が競争制限的要素をもたらすことのないよう、競争ルールの観点及び技術的観点の両面から今後さらに具体的な検討を進めていくことが必要である。</p>	<p>当協会がかねてより主張していたことであり、大いに賛同いたします。</p>
<p>(4)市場のモニタリング機能の必要性 (P38)</p>	<p>なお、市場のモニタリングに関しては、上記の競争セーフガード制度のほか、06年2月から開催さ</p>	<p>本件について大いに賛同します。</p>

	<p>れている関係事業者で構成する「次世代ネットワークに関する事業者間連絡会議」（NGN 連絡会議）の検討結果等を踏まえることが適当である。</p>	
<p>同 3. ドミナント規制(指定電気通信設備制度)の在り方 (1) IP 化の進展に伴うドミナント規制(指定電気通信設備制度)の見直しの必要性 1)市場の統合化に対応した見直しの必要性 (P41)</p>	<p>次に垂直的市場統合については、ドミナント事業者が垂直統合型のビジネスモデルを構築する場合、通信レイヤー（物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー）における市場支配力が上位レイヤーにおいて濫用され、結果として上位レイヤーにおける公正競争が阻害される可能性がある。このため、従来ドミナント規制が主として規律対象としてきた通信レイヤーに限定することなく、プラットフォームレイヤーを含む垂直的市場統合に対応したドミナント規制の在り方について検討することが必要になっている。</p>	<p>本件について賛同します。また、同様のことは移動通信市場における垂直統合においても同様と考えます。</p>
<p>第4章 ネットワークの中立性に関連するその他の検討課題 1.ネットワークの利用の公平性に関連する検討課題 (3)プラットフォーム機能のオープン性の確保 (P58)</p>	<p>特に、ユビキタス化が進展する中、携帯端末のプラットフォーム機能が十分開放されることにより、携帯端末を利用した多様なアプリケーションサービスが実現する可能性があるほか、次世代ネットワークの構築や FMC の進展により、固定・移動の別なくシームレスな環境下において、こうしたプラットフォーム機能を使ったビジネス展開が行われることが期待される。</p>	<p>大いに賛同します。</p>
<p>2.利用者保護の検討 (P59)</p>	<p>今後、行政当局においては、こうした制度などを参考としつつ、料金比較情報提供サービスに関する</p>	<p>そのような要望があることは理解できますが、日本においては ISP の料金比較情報提供サービスとして認定に</p>

	<p>認定制度の導入について検討することが適当である。</p>	<p>値するものがあるかどうか不明です。ある ISP 比較サイトにおいては、キャンペーンやキャッシュバックなど、一時的な内容による比較がメインに行なわれおてり、かならずしも正確に実態を反映しておりません。単純な比較では難しいため、公正な基準で比較することは極めて困難であり、現状は行政当局による認定には程遠い状況だと思います。</p>
--	---------------------------------	---